

【モデッカ VISA・JCB 統一会員規約】新旧対照表

旧	新
【第 1 章 一般条項】	
第 1 条 本会員・家族会員 1. 本会員とは、モデッカ VISA・JCB 統一会員規約（以下、「本規約」という。）を承認のうえ、モデルクレジット株式会社（以下、「当社」という。）と三井住友カード株式会社（以下、「VISA」という。）または株式会社ジェーシービー（以下、「JCB」という。）に第 2 条第 1 項に定める 2 種類のクレジットカード（以下、これらを総称して「カード」といい、提携カードも含む。）のうち入会申込時点でいずれかを選択して<u>入会を申込み</u>、当社と VISA または当社と JCB（以下、これら 3 社を総称して「会社」という。）が入会を認めた者をいうものとします。なお、（以下略）。 2. ～5.（略）	第 1 条 本会員・家族会員 1. 本会員とは、モデッカ VISA・JCB 統一会員規約（以下、「本規約」という。）を承認のうえ、モデルクレジット株式会社（以下、「当社」という。）と三井住友カード株式会社（以下、「VISA」という。）または株式会社ジェーシービー（以下、「JCB」という。）に第 2 条第 1 項に定める 2 種類のクレジットカード（以下、これらを総称して「カード」といい、提携カードも含む。）のうち入会申込時点でいずれかを選択して<u>当社所定の申込書（モデッカ Web サービスでの Web 申込みも含む。）にて入会を申込み</u>、当社と VISA または当社と JCB（以下、これら 3 社を総称して「会社」という。）が入会を認めた者をいうものとします。なお、（以下略）。 2. ～5.（略）
第 2 条 カード発行と取扱い 1. 本規約に定めるカードは 2 種類とし、以下のカード名称とします。会社は本会員ならびに家族会員（以下、これらを総称して「会員」という。） 1 名ごとに会員氏名、会員番号、有効期限等を<u>表面</u>に印字した 1 枚のカードを発行、貸与するものとします。 (1)～(2)（略） 2. カードはカード<u>表面</u>に印字された会員本人以外は使用できないものとします。（以下略） 3. 会員は会員本人の氏名が印字されたカードを貸与されたときは、本規約を承認のうえ、直ちに当該カードのご署名欄に自己の署名を自署するものとします。なお、カードの署名欄に署名がなされていない場合は、カードは使用できないものとします。<u>（追加）</u>	第 2 条 カード発行と取扱い 1. 本規約に定めるカードは 2 種類とし、以下のカード名称とします。会社は本会員ならびに家族会員（以下、これらを総称して「会員」という。） 1 名ごとに会員氏名、会員番号、有効期限等を表面<u>あるいは裏面</u>に印字した 1 枚のカードを発行、貸与するものとします。 (1)～(2)（略） 2. カードはカード<u>表面あるいはカード裏面</u>に印字された会員本人以外は使用できないものとします。（以下略） 3. 会員は会員本人の氏名が印字されたカードを貸与されたときは、本規約を承認のうえ、直ちに当該カードのご署名欄に自己の署名を自署するものとします。なお、カードの署名欄に署名がなされていない場合は、カードは使用できないものとします。<u>但し、カードにご署名欄がない場合は、除きます。</u>
第 6 条 ご利用代金明細書・残高承認 1. 当社は本規約第 2 章第 3 条、第 3 章第 2 条に規定する会員の毎月の支払額を翌月中頃（但し、<u>ボーナス払いまたはご利用月の翌月から 5 カ月以内の 1 回または 2 回払いのワン・ツーショッピング（以下、ボーナス払いという。）</u>の場合、支払月の中頃）、ご利用代金明細書を当社指定のウェブサイトに関連可能な状態におくことにより会員へ通知するものとします。（以	第 6 条 ご利用代金明細書・残高承認 1. 当社は本規約第 2 章第 3 条、第 3 章第 2 条に規定する会員の毎月の支払額を翌月中頃（但し、<u>ボーナス一括払いの場合は、翌月中頃と支払月の中頃</u>）、ご利用代金明細書を当社指定のウェブサイトに関連可能な状態におくことにより会員へ通知するものとします。（以下略）

下略) 2.本会員は<u>モデッカWEBサービス利用者規程</u>に従い、当社指定の方法により、ご利用代金明細書をインターネット等で閲覧するものとします。 3. (略) 4. <u>(新設)</u> 4. (略)	2.本会員は<u>モデッカ Web サービスご利用規約およびモデッカ Web 利用明細サービスご利用規約</u>に従い、当社指定の方法により、ご利用代金明細書をインターネット等で閲覧するものとします。 3. (略) 4. <u>本会員は、会員自らが当該書面の再発行の申出をした場合は、当社所定の再発行手数料を負担するものとします。</u> 5. (略)
第8条 カードの利用可能枠 1. ～3. (略) 4. 会員は、当社が承認した場合を除き、利用可能枠を超えてカードを<u>使用</u>してはならないものとします。<u>また当社の承認を得ずに利用可能枠を超えてカードを使用した場合は、利用可能枠を超えた金額を一括して直ちに支払うものとします。</u> 5. ～7. (略)	第8条 カードの利用可能枠 1. ～3. (略) 4. 会員は、当社が承認した場合を除き、利用可能枠を超えてカードを<u>利用</u>してはならないものとします。<u>利用可能枠を超えてカードを利用した場合は、会員が加盟店において指定した支払方法にかかわらず、当該利用代金を翌月に一括して支払うものとします。</u> 5. ～7. (略)
第 11 条 カードの紛失、盗難時、偽造カードを使用した場合の責任の区分 1. ～3. (1)～2) (略) (3) カード署名欄に自署がない状態で損害が発生した場合。<u>(追加)</u>	第 11 条 カードの紛失、盗難時、偽造カードを使用した場合の責任の区分 1. ～3. (1)～2) (略) (3) カード署名欄に自署がない状態で損害が発生した場合。<u>但し、カード署名欄がないカードは除きます。</u>
第 13 条 カードの有効期限 1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、<u>カード表面に西暦で月年の順に印字したその月の末日</u>までとします。 2. 当社は、会員より有効期限の1ヵ月前までに退会の申し出がなく当社が引き続き会員として認める場合には、当社所定の時期に有効期限を更新した新しいカードと会員規約を送付するものとします。<u>(追加)</u> 3. ～5. (略)	第 13 条 カードの有効期限 1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、<u>カード表面あるいはカード裏面に西暦で月年の順に印字したその月の末日</u>までとします。 2. 当社は、会員より有効期限の1ヵ月前までに退会の申し出がなく当社が引き続き会員として認める場合には、当社所定の時期に有効期限を更新した新しいカードと会員規約を送付するものとします。<u>但し、会員規約を閲覧できる閲覧用コード(QR コード)を同封物に印字している場合は、会員規約は送付いたしません。</u> 3. ～5. (略)
第 18 条 支払額の充当順序 1. (略) 2. <u>本会員が支払額の充当順序を指定した場合は、その指定した順序のとおり充当するものとします。</u>	第 18 条 支払額の充当順序 1. (略) 2. <u>(削除)</u>
第 19 条 費用等の負担 1. (略)	第 19 条 費用等の負担 1. (略)

2. 本会員は、支払いを遅滞したことにより当社が金融機関に再度口座振替の依頼をしたときは、<u>再振替手数料として振替手続回数 1 回につき 2 2 0 円（税込）を別に支払うものとします。</u> 3. （略）	2. 本会員は、支払いを遅滞したことにより当社が金融機関に再度口座振替の依頼をしたときは、<u>振替手続 1 回につき、再振替手数料として当社所定の金額を別途支払うものとします。</u> 3. （略）
【第 2 章 カードショッピング条項】	
第 3 条 利用代金の支払方法および手数料 1. （略） 2. リボルビング払い (1)～(4) （略） (5) お支払い方法は、以下の①<u>元利定額残高スライド方式</u>となります。なお、リボ専用カードをご選択された場合は②元利定額方式となります。 ① <u>元利定額残高スライド方式</u>手数料 within （略） ②～③ （略） 3. ～4. （略）	第 3 条 利用代金の支払方法および手数料 1. （略） 2. リボルビング払い (1)～(4) （略） (5) お支払い方法は、以下の①<u>残高スライド元利定額リボルビング方式</u>となります。なお、リボ専用カードをご選択された場合は②元利定額方式となります。 ① <u>残高スライド元利定額リボルビング方式</u>手数料 within （略） ②～③ （略） 3. ～4. （略）
第 4 条 遅延損害金 1. （略） (1) 2 回払い、分割払い、ボーナス併用分割払い、ボーナス一括払いおよび<u>ワン・ツーショッピング</u>での商品、役務または割賦販売法に定める指定権利に関する取引については、（以下略） (2) 翌月 1 回払いもしくはリボルビング払いの取引、または 2 回払い、分割払い、ボーナス併用分割払い、ボーナス一括払いおよび<u>ワン・ツーショッピング</u>であっても （以下略）	第 4 条 遅延損害金 1. （略） (1) 2 回払い、分割払い、ボーナス併用分割払い、ボーナス一括払いでの商品、役務または割賦販売法に定める指定権利に関する取引については、（以下略） (2) 翌月 1 回払いもしくはリボルビング払いの取引、または 2 回払い、分割払い、ボーナス併用分割払い、ボーナス一括払いであっても （以下略）
第 6 条 支払停止の抗弁 1. ～5. (1)～(2) （略） (3) 2 回払い、分割払い、ボーナス併用分割払い、ボーナス一括払いおよび<u>ワン・ツーショッピング</u>の場合で 1 回のカード利用に係わる支払総額が 40,000 円に満たないとき。 (4)～(6) （略） 6. ～7. （略）	第 6 条 支払停止の抗弁 1. ～5. (1)～(2) （略） (3) 2 回払い、分割払い、ボーナス併用分割払い、ボーナス一括払いの場合で 1 回のカード利用に係わる支払総額が 40,000 円に満たないとき。 (4)～(6) （略） 6. ～7. （略）
【 第 3 章 キャッシングサービス条項 】	
第 5 条 一定期間におけるご融資明細書の交付 当社は、貸金業法第 17 条・・・（以下略）	第 5 条 一定期間におけるご融資明細書の交付 当社は、貸金業法第 17 条・・・（以下略） <u>なお、会員は、会員自らが再発行による再送付の申出をした場合は、当社所定の再発行手数料を負担するもの</u>

	<u>とします。</u>
第 10 条 キャッシングサービスの支払金の繰上返済等 1. (略)。 2. (略)。会員が指定することができる繰上返済の範囲および返済方法は下表のとおりとします。 (新設)	第 10 条 キャッシングサービスの支払金の繰上返済等 1. (略)。 2. (略)。会員が指定することができる繰上返済の範囲および返済方法は下表のとおりとします。 なお、会員は、キャッシングサービスのご利用件数が複数ある場合、ご利用年月日にかかわらず、キャッシングキャンペーン等のご利用分から優先して入金充当となることに同意するものとします。